

## 電波の質及び受信設備の条件

① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。(法 § 28)

★ 「周波数の安定度」や「空中線電力」は電波の質ではない

② ①の総務省令で定める電波の質は、次に掲げるものとする。

(1) 送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差。(設 § 5)

(2) 発射電波に許容される占有周波数帯幅の値。(設 § 6)

(3) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値。(設 § 7)

③ 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。(法 § 72 I)

④ 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。(法 § 29)

★ 「重要無線通信」への障害については規定されていない

⑤ ④の総務省令で定める他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4nW以下でなければならない。ただし、2400MHz帯の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって周波数ホッピング方式を用いるもの等、別に定めのあるものを除く。(設 § 24 I, II)